

◆消費者の心を惑わす投資話！うまい儲け話にはご注意ください！

以前、訪問してきた女性から「2年間元本保証、儲けは少ないが『安全』」と勧誘されて、カラオケの著作権譲渡の申し込み（650万円）をした。現在、相手方は倒産したと聞いているが、集団訴訟はできないだろうかという相談が寄せられました。（70代 男性）

相談者は相手方が倒産したと聞いた後、別の会社から「もしかしたら救済できるかもしれないので、スナック菓子の新製法の著作権を契約してほしい」と言われ、約90万円の契約をしたようです。

相談が解決  
の第一歩



▲ひとりで悩まず、まずは  
大阪市消費者センターへご相談ください！

別件で、銀行に行った際、この権利を持っていることを話すと消費者センターに相談するよう案内されたことで発覚しました。

倒産した事業者から、返金を求めることは難しいことと、連絡が取れる事業者については返金交渉の手順について説明し、法律相談を紹介しました。

高齢者は日中、在宅していることが多く、「親切な態度や優しい言葉に弱く、騙されたことに気付かない」「騙されたと気付いても、誰にも迷惑をかけたくない」といった傾向があります。

高齢者と日常的に接している身近な方々の気づきが重要になりますので、高齢者が消費生活トラブルに遭わないよう、みんなで見守り、注意していきましょう。

◆管理会社を装った訪問販売にはご注意ください！※引越シーズンにはご注意ください！

これが10年間交換不要？ 引越して間もない入居者を狙った、悪質な訪問販売に関する相談が多く寄せられています。マンションの管理会社を装って家に入り「10年間交換不要な浄水器フィルター（実際は活水器フィルター・約5万円）に交換しないか。他の入居者も交換している」と言って契約させ、その日のうちに取り付け、支払いを急がせるようです。



※みなさん、ご注意ください！

訪問してきても、管理会社に確認するなどして、安易に家には入れないようにしましょう。契約トラブルでお困りの場合は、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

メインキャラクター  
エルちゃん

●消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

